

平成25年度税制改正（地方税）要望事項

(新設・拡充・延長・その他)

No	8	府省庁名	経済産業省		
対象税目	個人住民税 法人住民税 住民税(利子割) 事業税 不動産取得税 固定資産税 <input checked="" type="checkbox"/> 事業所税 その他 ()				
要望項目名	事業所税のあり方の検討（検討事項）				
要望内容 (概要)	<p>○事業所税は、人口30万以上の市で地方税法及び同施行令で定める市において、従業者支払給与総額（所得割）と事業所床面積（資産割）に応じて課されるため、企業の担税力や業績にかかわらず課税される結果、不合理であるとの指摘がある。また、資本金1億円超の企業においては、外形標準課税と課税標準が重複しており、過剰な負担であるとの指摘がある。こうした指摘を念頭におきつつ、事業所税の制度創設時の目的を再確認した上で、本制度が本当に存在意義を有するか、速やかに検証することが求められる。</p> <p>○なお、政令指定都市等の広域合併により、本来事業所税を課されていなかった都市近郊部に所在する企業が、新たに事業所税の課税対象となる場合には、自治体の合併という外生的な要因を勘案し、一定の場合、合併特例法に基づく不均一課税措置等が5年間認められている。</p>				
関係条文					
減収見込額	(初年度)	()	(平年度)	()	() (単位：百万円)
要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>(2) 施策の必要性</p>				
本要望に対応する縮減案					

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	
	政策の達成目標	
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	
	同上の期間中の達成目標	
	政策目標の達成状況	
有効性	要望の措置の適用見込み	
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	
	予算上の措置等の要求内容及び金額	
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	
	要望の措置の妥当性	

税負担軽減措置等の適用実績	
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	
前回要望時の達成目標	
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	
これまでの要望経緯	

ページ

—